

## 対日「協力」の諸相 —「協力」政権, 民衆—

石島 紀之

### はじめに

本稿は、日中戦争期における対日「協力」の諸側面についての討論を深めるために、つぎの二つの問題を取りあげる。第一に、対日「協力」政権のなかでももっとも代表的な汪精衛（汪兆銘）政権についての日本における論争点を整理すること、第二に、地域レベルの対日「協力」と民衆の対応についての最近の研究動向を紹介することである。

汪精衛政権については、大別して傀儡政権説と対日協力（コラボレーション）政権説の二つがあるが、汪政権の成立過程と政権成立後の政策についての諸評価を検討し、両説の相違点を明らかにし、そのうえで両説の代表的見解を紹介する。地域政権については、政権の構成者についての中国における研究を紹介し、つぎに日本軍の侵攻と支配に直面した民衆がどのような対応をしたのかという問題について、いくつかの事例を紹介する。以上をつうじて積極的（自発的）に対日「協力」した汪精衛たちとはことなる日本支配地域の複雑な対日「協力」のあり方を検討する。

最後に汪精衛政権と地域レベルの対日「協力」についての私見をのべる。ただし私は対日「協力」問題について専門に研究している訳ではないので、本稿が概論的なものであることをお断りしておきたい。

### I 汪精衛政権について

日本において（在日中国人研究者をふくむ）、汪精衛政権について傀儡政権説を主張する論者は、古厩忠夫・劉傑・小林英夫・林道生の各氏であり、協力（コラボレーション）説を主張する論者は、柴田哲雄・土屋光芳・堀井弘一郎の各氏である。汪政権の成立過程と政権成立後の諸政策にたいするこれらの論者の評価の共通点と相違点をみることから始めよう。

まず1938年11月20日に上海の重光堂会談で調印された「日華協議記録」については、古厩忠夫・小林英夫と劉傑とのあいだに評価の相違がある。古厩はここでの合意が「侵略的なもの」であるとしながらも、「日本はそれまでの強硬条件を後退させてほぼトラウトマン工作開始の時点にたちかえったものと認められる」として、日本側に一定の譲歩があったとみなしている（古厩忠夫, 2004, p.218）。また小林は「日本側が、仮にこうした日中

密約を誠実に実行していたとすれば、……日中間にいまほどの深い傷跡を残すことはなかっただろうし、汪兆銘の評価も違ったものになっていたはずである」とのより肯定的な評価をしている（小林英夫，2003，p. 47）。これにたいし劉傑は「交渉の過程では中国側和平派の妥協だけが目立った。撤兵の時期を明確にしないまま，日本が中国での権益を手に入れたのである。このような協議内容は，中国の和平派グループを『漢奸』という隘路へと追い詰めるのに充分であった」とのきびしい評価をくだしている（劉傑 A, 2000, p. 54）。この問題では，傀儡政権説とる人のあいだでも意見の相違が存在しているのである。

ついで1939年11月1日から開催された「日支国交調整原則に関する協議会」の結果，30日に成立した「日支新関係調整に関する協議書類」については，小林は交渉過程では日本側と中国側とのあいだに「かなり激しくやりあう場面も見られたが，政治・経済・軍事の根幹が日本側に握られていた，とあっては『徹頭徹尾不平等の条約』……と評されても仕方がなかった」と論じている（小林英夫，2003，p. 68）。劉傑はこの協議会での両者の交渉の経過をくわしく紹介し，汪兆銘グループが「日本側の過酷な和平条件に一応の抵抗姿勢を示した」こと、「汪兆銘グループにとって，これが『傀儡』に成り下がらないためのせめての意思表示でもあった」ことを認めながら，日本側の和平条件は「将来重慶側と交渉する際，有利な立場を獲得するために準備されたものである。日本にとって汪兆銘政権の利用価値は，多く見積もってもこの程度のものであった。これでは汪兆銘グループが『傀儡』と認識されるのも当然であろう」と汪グループにたいしてきびしい評価をくだしている（劉傑 C, 2006, 195）。土屋光芳は，この交渉では中国側は日本の要求に譲歩し，日本側は「しっかり『実』を取った」とみなしているが，『日本の撤兵』が約束されるならば，汪政権は『傀儡政権』とはみなされなかったかもしれない」とのべ（土屋光芳，2011，pp. 106, 110～111），小林・劉とのあいだに評価の相違がみられる。

1940年10月30日に締結された「日本中華民国基本関係に関する条約」については，古厩は，「政治・軍事・外交・経済など全面にわたって日本の戦争遂行の目的に沿ったものとなった」とみなし（古厩忠夫，2004，p. 240），小林は，『日華基本条約』は中国占領地の『満州国』化に他ならなかった」と断定している（小林英夫，2003，p. 86）。この条約の基本的性格については対日協力政権説をとる人たちも異論はなく，土屋も「中日基本関係条約は不平等条約そのものであった」とのべている（土屋光芳，2011，p. 163）。

汪精衛らの政権樹立の意図については，論者のあいだに意見の相違がみられる。小林は「汪が重慶を脱出する段階で描いていた和平の構想は，日本軍と協力して和平運動を展開し，蔣介石に翻意をうながすことだった」とのべ（小林英夫，2003，p. 181），土屋は「汪精衛たちは蔣介石から指導権を奪い取るというよりも『抗戦』から『和平』への対日政策の展開をはかるため，および蔣介石の一次的な下野を引き出すためのまさに苦肉の策として重慶脱出を敢行したといってもよいと考える」と論じている（土屋光芳，2011，p. 55）。これにたいし劉傑は「汪兆銘や周仏海らは，南京政府が日独伊陣営の一員として負けても，重慶政府が安泰なら中国は保全できるという淡々たる気持ちで政権を運営したわけではない。それどころか，彼らはむしろ蔣介石政府が日本との戦いのなかで崩壊することを期待

していたのである」とのべ、蔣介石と汪精衛の対立関係を強調している（劉 B, 2006, p. 281）。

1943年1月の「租界還付及治外法権撤廃等に関する日本国中華民国協定」に始まる対華新政策についても大きな評価の相違がみられる。古厩は「その背景には日本の戦力の逼迫があった」として、「対華新政策は中国占領地を一層戦争遂行に奉仕させ、汪政権の統治基盤を掘り崩すことになった」と結論し（古厩忠夫, 2004, pp. 246, 249）、柴田哲雄も、その主要な目的は「汪政権からの経済面を中心とする対日協力のより積極的な引き出しにあった」とのべている（柴田哲雄, 2009, p. 53）。これにたいし、土屋は「汪精衛政権は確かに日本から大きな譲歩を引き出すことに成功した」、「対英米戦争に参戦することによって日本に不平等条約を撤廃させることに成功し、コラボレーションの目標の一つが達成できた」と対華新政策をたかく評価している（土屋光芳, 2011, pp. 15, 318）。

「清郷工作」については、古厩は「汪政権の施策の中でもっとも実効のあったもの」であることを認めながら、「結局清郷工作は、民衆を獲得することに失敗し、……『戦争遂行』と収奪の工作となった」と論じ（古厩忠夫, 2004, pp. 244, 273）、劉傑は「汪兆銘政権が支配力の強化と自主権の拡大を目的にとった行動の代表的なもの」としながらも、それが「日本側の主導で発動された」とみなしている。しかし同時に、「新四軍をはじめとする抗日勢力に大きな打撃を与え」、「汪兆銘政権の政治的影響力を占領地に浸透させるのに一定の役割を果たした」ことは認めている（劉傑 B, 2006, pp. 274, 276）。新四軍と清郷工作の研究者の三好章は、清郷工作が「日本側から示唆、あるいは提案されたものであった」こと、41年7月に始まる第1期の工作は「汪政権から見て成功」したが、1942年後半以後、規模を縮小したことを指摘し、「清郷工作は結果的に失敗に終わった」と結論して、その原因が日本軍の軍事力、および春木慶胤中佐と影佐貞昭少将といった政治性をもったブレインの支えが不可欠だったことに求めている（三好章, 2005, pp. 8, 11, 20）。他方、土屋は「その公然の目的を『治安回復と経済生活改善』としながらも、同時に『日本の撤兵』という隠れた目的があった」という新説を提出している（土屋光芳, 2011, p. 163）。

汪精衛政権の自主性の程度を考えるうえで重要な意味をもつ通貨金融問題については、古厩は中央儲備銀行の設立が「汪政権の数少ない具体化された政策の一つ」だったとしながらも、周仏海が「顧問の職権が頗る大きく、規制が頗る厳しい。これを見てこんな傀儡銀行なら作らない方がましだと色をなして怒った」ことを紹介して、「内容は日本側が実権を握ったものとなっていた」とみなした。また軍票の発行停止についても、周仏海がそれにより「日本の軍事費の負担は必ず中央儲備銀行にかかって」くると予想し、実際、横浜正金銀行との預け合い契約によって日本の現地軍事費が汪政権の負担となり、その結果、儲備券は「急激なインフレの歴史を辿った」と論じている（古厩忠夫, 2004, pp. 244, 248, 249）。小林も預け合い契約によって儲備券の発行量の激増と激しいインフレーションがもたらされたと指摘している（小林英夫ほか, 2005, p. 206）。他方、劉傑は中央儲備銀行の設立が「内外に汪兆銘政権の自主性を表明する大事業」で、儲備券は「法幣を抑え、流通範囲も上海から長江下流地域の日本占領地に拡大し、民営銀行に対する統制力を強めていった」とのべており、この問題については、汪政権の自主性を評価しているよ

うである（劉傑 D, 2011, p. 280）。他の論者はこの問題について論じていない。

つぎに 1940 年後半から 41 年前半にかけて展開された東亜連盟運動と 41 年 11 月に発動された新国民運動について。劉傑は前者が「南京政府の支配力の強化と自主権の拡大」という汪政権の対日政策の目標にもとづくものであり、後者は同じ目標のもとに実施された「清郷の成果を踏まえて、占領地の民心を把握するために汪政権が進めた政治キャンペーン」と位置づけている（劉傑 B, 2006, pp. 273, 276）。柴田は両運動には「汪政権の対日従属化を緩和しようという契機が存在していた」が、日本が対華新政策を打ち出して以後、両運動からは「対日抵抗の姿勢が薄れ」、「両運動は結果的に対日経済協力に寄与してしまった」と位置づけている（柴田哲雄, 2009, pp. 52, 53）。また堀井弘一郎は新国民運動を汪政権がこの運動を梃子に「民心の獲得、民心の総動員を図ろうとした」が、民衆はこれを『馬耳東風』、『白眼視』でやり過ごし、「民心を獲得でき」なかったとしながら、「新国民運動を主軸とする汪政権の民衆動員工作を、中国近代国民国家の形成途上の中に位置づけることができるのではないかという仮説」を提出している（堀井弘一郎, 2011, pp. 292, 293）。

最後に学校教育政策については、柴田は「半ば日本に対する同化を目指した」満州国と比較すると、「汪政権のそれは日本当局の全面的支配を排して、一定程度自立的であった」とみなしている（柴田哲雄, 2009, p. 153）。

以上みたように、汪精衛政権の成立過程と政権成立後の諸政策について傀儡政権説をとる人と対日協力（コラボレーション）政権説をとる人とのあいだに判然とした差異があるわけではなく、個々の問題については論者によって種々の評価が存在する。しかし、全体的に見れば、やはり前者の説をとる人は汪政権の従属性を重視するのにたいし、後者の説をとる人は同政権の自立性に評価の重点がおかれているといえるだろう。それでは汪政権にたいする全体的評価についてはどうだろうか。

傀儡政権説をとる論者の見解をみよう。林道生は「汪政権が日本の傀儡政権であったことは否定しようがない」として、汪政権が占領地区中国人に対する日本人の直接的被害を減少させたという台湾の研究者の見解について、「汪は和平に失敗したから日本占領区に政府を立てたのであって、日本占領区の住民を守るために政府を立てたのではない」とのべ、さらに「日本と汪政権との間には矛盾が存在したが、その矛盾を高めることによって傀儡性を減少させたことはない」と断じている（小林ほか, 2005, pp. 304～306）。

劉傑も「汪兆銘が『漢奸』であること、汪兆銘政権が『傀儡政権』であることは、基本的には変わらない。……日中戦争が中国歴史に残した未曾有の屈辱と災難は、その時代の対日協力者への中国人の憎悪を無限大に増幅させた。……日本への抵抗の一面があったからといって、占領地という自由のない環境のなかで、経済と治安の維持に結果的に一定の役割を果たしたからといって、侵略者への協力と抗戦への破壊という全体的評価を変更させるものではない」と、中国人研究者としての汪政権にたいするきびしい評価をくだしている（劉傑 C, 2006, pp. 198～199）。

それでは対日協力（コラボレーション）政権説をとる人の意見はどうだろうか。柴田は

ボイルとブルックの「コラボレーター」概念を継承し、「汪政権の諸政策の構想には常に『協力』と『抵抗』という二つの和音が鳴り響くことになった」とのべ、さらに汪政権の対日「抵抗」の要素は日本の対華新政策に反映されることとなったが、その対華新政策ではいっそうの対日協力の強化も求められており、「二つの和音が一つに収斂することはついになかった」と論じている（柴田哲雄，2009，p. 3, 5）。また堀井は汪政権の側に「主観的には中国の民族利益を実現して民心の掌握を図ろうとしていた要素があった」として「傀儡」説を批判し、「ただ、日本の国力と国策，国際情勢，なによりも中国民衆の民意を見誤り，ナショナリズムのベクトルの向きと大きさを読み違えたために，民衆から『傀儡』として唾棄されるにいたった」とのべている（堀井弘一郎，2011，p. 20）。

柴田と堀井は対日協力（コラボレーション）政権説を一定の限定をつけて採用しているのにたいし，土屋はより積極的この説を展開している。土屋は「『敵』との協働がネーション建設に相反しなかった——もしくは，相反しないように見せることができる——ならば，『傀儡』は恥じるべきことではないし，場合によっては著しく尊敬される」と論じ，汪精衛政権は「結果的に失敗したコラボレーション」であり，日本の敗北によって「戦後の『ネーション』建設に参加する資格を失い，『傀儡政権』としての評価が定まった」と論じている。かれは汪政権が「イデオロギー的に自立してただけでなく，時の経過とともに……日本とのコラボレーションを通じて政権の自立性を強化していった」とのべ，前者の例として独自の三民主義論と大亜州主義の理念，およびこのイデオロギーを普及させるための東亜連盟運動と新国民運動を，後者の例として，前述したように対英米戦争への参戦によって日本に不平等条約を撤廃させたことなどをあげている（土屋光芳，2011，pp. 29, 318）。

## II 日本軍占領地の地域政権と民衆について

本節では，日本軍占領地域における地域政権の性格と民衆の状態について，中国における最近の研究を紹介する。

日本軍占領地の地域政権については，若手女性研究者潘敏のすぐれた研究がある。潘敏は江蘇省について，第二歴史档案馆・江蘇省および呉江市と蘇州市の档案馆の档案，新聞・雑誌，文史資料などを丹念に収集して同省の基層政権の実態を明らかにした。

潘敏が指摘しているように，一般には「維持会に入って日本と協力したものはみな恥知らずの小人」で、「地方の与太者・ごろつきやチンピラ」と思われている（潘敏，2006，p. 49）。ティモシー・ブルックも日本への協力者の多くは「自己利益の追求のために志願してきた」のであり，したがって日本軍の宣撫工作員の政治のほとんどは「治安維持会に雲霞の如く入り込んでいた好ましからざる人間を取り除くことであった」とのべている（ブルック，ティモシー，2006，pp. 233 ~ 234）。

これにたいし潘敏は，これらの下層の人たちは維持会の下層で「雑役」の類の仕事をしていただけで，「かなめの人物ではない」と指摘した。彼女は江蘇省のいくつかの県・鎮の22人の維持会会長の経歴を分析し，彼らが地方の知名人（頭面人物），すなわち商人・

小資本家，元国民政府の役人，日本留学経験者，北京政府時代の旧官僚，帮会のボスだったことを明らかにした。しかし，維持会内の中国人はいささかも権力がなく，しかも彼ら自身の利益がたえず損なわれるため，地方の秩序を維持するために維持会に入った人はしだいに退出してゆき，日本人はやむをえず「混乱に乗じて利益をえようとする人，さらにはごろつき・無頼を事とする」ものに依拠せざるをえなくなったというのである（潘敏，pp. 49～52, 55）。

1938年3月に成立した維新政府は，地方制度を北京政府時代のものに復活させた。県政府は県公署，県長は県知事と名称を変え，その下に城郷・村坊・保・甲がおかれた。40年3月に汪精衛政権が成立すると南京国民政府の地方制度が復活し，県公署は県政府に，県知事は県長に名称を変え，県の下には区・郷鎮・保・甲をおいた（同，pp. 57, 58, 62, 63）。

県の行政員になった人物について，潘敏はつぎのように分析している。維新政府の県公署の成立当初には維持会長が県知事になった場合が多かった。他方，県公署の一般の行政員になったのは戦前の国民政府の低い地位の公務員と基層の教育界の人びとだった。汪精衛政権成立後，省政府は汪政権の支持のもとで何人かの県知事をとりかえたが，県政府の半分以上はなお維新派がおさえていた。また1942年以前には，県知事・県長の大多数は日本の特務機関および各県の日本人連絡官が指名して任命していた。彼らの大多数は地方の尊敬されている老人・商会の会長・社会で威信のある人，すなわち地方の顔役だった（同，pp. 167, 172, 220）。

清郷以後，汪精衛政権は県の一級政権を支配できるようになり，地方の知名人に代えて新たな県長を任命した。彼らは比較的若く，他の県あるいは他の省の出身であり，汪政権や江蘇省政府が地方勢力の抵抗を受けることなく，比較的順調にみずからの意思を押し進めることができたのである。一般に1942年以後の県長は日本と傀儡政権への忠誠の度合いにもとづいて任命された，と（同，pp. 173～174）。

日本に協力した人々の心理については，潘敏は上層の行政員と一般の行政員を分けてつぎのように論じている。前者は北京政府時代，地方政治権力機構の中核的地位にいたが，南京国民政府成立後，官職をうしない，同政府に好感をもっていなかった。そのような背景のもと，彼らは容易に日本軍との協力を考えるようになる。その理由はまず日本人との協力により保護をえるためであり，つぎにふたたび地方の政治舞台に復帰することであり，さらに地方の平安を保ち，民を安んずることだった。そして国民政府機構が撤退し，傀儡政府機関が成立していない過度期にあつては，秩序を維持し，街並みを整理し，破壊された家屋や橋を修理するなど，客観的に社会と民衆に有益な役割をはたした。他方，後者は暮らしにせまられたことが主たる動機だった。戦争が始まったとき，彼らは国民党の軍隊とともに後方に移動できず，失業し，食の確保が第一の問題となった。彼らは占領区の民衆同様，戦争の被害者だった（同，pp. 214～215, 220）。

潘敏は区長，郷鎮長，保甲長の経歴についても分析している。区長は軍糧と賦税の徴収にかかわる重要な職だったが，汪政権成立前にはその任にたえないものが多かった。汪政

権は区長の採用の審査をきびしくし、学識と経験を重視した。これにより区長には教育程度が比較的高いものが任命され、教員の経験者が多く、政府と警察につとめていたものがとくに多かった。郷鎮長には鎮長・保長の経験者、教育関係者、商人などが任用され、一定程度の教育をうけていた。保甲長は固定した職業をもつものが担当し、彼らの経済的地位は中下層にぞくしていた（同、pp. 185～189, 193～203）。

以上のように、潘敏の研究は従来の日本占領下地方政権にたいする見方を大きく転換させるものであり、その意義はたいへん大きい。

戦区および日本占領下の民衆の実相と心性については、社会史研究者江沛（南開大学）が華北の状況について重要な問題を提起している。江沛は次のようにのべている。政治の外におかれてきた農民大衆は「政治に対する強烈な無力感と冷ややかな意識」をもっていた。中日戦争が勃発しても、「華北各地の農民はなお無関心の状態のまま」であり、「一部の地域の農民は『家を保ち故郷を守る』という自衛心理から、聯庄会、大刀会などの民間団体を組織した」。だが戦争勃発後、「死への恐怖が華北各省の農村の頭上を覆」うなかで、「なすすべのない民衆が集団的な恐怖の心理状態に陥ったことは、十分に理解できる」。「利己、恐怖、軟弱、無力、無策」は「戦区の民衆の真の生きる姿であった」、と。彼は「抗戦文化の興隆」と日本軍の残虐行為によって、多くの農民は「中華民族、国家の存在が個人の生存と密接な関係にある」ことを意識し始め、「一般民衆が他民族との戦争の中で政治へ傾斜しつつあった」ことも認めている（江沛、2010、pp. 275～279）。しかし、民衆は当初から日本への抵抗に立ちあがったのではなく、民族主義や愛国主義のイデオロギーにとらわれておらず、政治や戦争に無関心であったこと、日本軍の侵攻後は死への恐怖をもったことをありのままに認めた江沛の柔軟でふかい歴史にたいする理解は貴重なものである。

抗戦時期、浙江省の社会の変遷を研究した張根福と岳欽韜も、受動的な「通敵」について、「私たちはあらかじめすべての人が非協力と抵抗の態度をいだくべきだと（問題を）設定することはできないし、さらにこれにより民衆は通敵心理をもっているだけで、愛国精神をもっていないと判断することはできず、この種の通敵現象が引きおこされた具体的な要因を分析すべきである」として、現実生活の圧力、無知と盲目、国民政府の側の要因、日本・傀儡の軍事的政治的圧力、時間的要因（時間がたつにつれて感覚が麻痺し忘却し、侵略者との「協力」が普遍的な生活形態になる）の5点をあげ、次のようにのべている。無条件に「裏切り者」であるものも、「忠誠」であるものも少数であり、「大多数の人はあいまいな境界線であいまいな役柄を演じており、彼らは最終的には現実生活の求めに後退し、個人の生存を主要な位置におくのである」（張根福ほか、2009、pp. 222～228）。

以上みてきたように、日本占領下の地方政権と民衆について、中国ではナショナルヒストリーにとらわれない新しい見方が現れてきている。これらの研究が発展すれば、この問題についての研究が大きく前進することが期待できよう。

### Ⅲ 対日『協力』問題についての私見

汪精衛政権については、傀儡政権説をとる人も「日本への抵抗の一面があった」こと認めており（劉傑 C, 2006, p. 199）、まったくの puppet（あやつり人形）ではなかった、すなわち一定の自立性があったことは共通の認識となっているとあってよいだろう。しかし、傀儡政権説をとる人と対日協力政権説をとる人とのあいだには相違点があることはすで見たとおりである。

まず日本との交渉において、さらに政権成立後も汪精衛側がもっともつよくもとめた日本軍の撤兵問題について検討してみよう。たとえば 1939 年 11 月に開催された「日支国交調整原則に関する協議会」について、前述したように土屋光芳は『日本の撤兵』が約束されるならば、汪政権は『傀儡政権』とはみなされなかったかもしれない」とのべている。しかし、日本側の交渉当事者に「日本の撤兵」を約束する権限と可能性がはたしてあったのだろうか。

この問題を検討するために、アジア太平洋戦争勃発前夜の日本の最高指導部の撤兵問題にたいする態度をみってみる。当時の日米交渉においてアメリカは日本軍の中国・仏印撤退の意向と三国同盟についての立場を明確にするように日本にもとめた。これについて 10 月 22 日に開催された日本側の五相会議において、近衛首相が外交による解決を主張したのにたいし、東条陸相がつぎのように論じて中国からの撤兵につよく反対したことはよく知られている。「駐兵問題は陸軍としては一步も譲れない。所要期間は二年三年では問題にならぬ。第一撤兵を主体とすることが間違ひである。退却を基礎とすることは出来ぬ。陸軍はガタガタになる。支那事変の終末を駐兵に求める必要があるのだ。……所望期間とは永久の考へなり」（稲葉正夫ほか編『太平洋戦争への道（別巻）資料集』朝日新聞社、1963 年、533 頁）。この結果、会議は決裂におわり、近衛内閣は退陣し、東条内閣がうまれて、日本は対米英戦争につきすすむことになった。

すなわちアメリカとの開戦にふみきるか否かというきわどい事態においてさえも、日本陸軍の最高指導部は中国からの撤兵を拒否したのである。この点からみれば、汪精衛側との協議において日本側の交渉当事者が「日本の撤兵」を約束する権限をもっていたはずがなかった。日本軍の撤兵をもとめた汪精衛側の希望は実現不可能な夢でしかなかったのである。

つぎに汪精衛たちの重慶脱出が中国の抗戦にあたえた影響について考えてみよう。この問題はこれまでの汪精衛政権をめぐる論争では、必ずしも明確に検討されているとはいえない。

1939 年 10 月の広州と武漢の陥落は中国にとって大きな痛手となった。これにたいし蒋介石国民政府は重慶を名実ともに中国の臨時首都とし、11 月末には、湖南省の南嶽で軍事会議をひらいて、それまでの戦闘で大きな打撃をうけた軍の整理・再建に着手した。39 年 1 月には国民党 5 期 5 中全会がひらかれ、党・政・軍を一元化した国防最高委員会の設置が決定された。このように 1938 年 12 月におこなわれた汪精衛たちの重慶脱出は、中国

の対日抗戦が重大な岐路にたたされ、国民党・国民政府が抗戦体制の再構築につとめようとしたときにおこなわれたのである。国民党・国民政府は汪たちの行動による国民党の大分裂の危機をなんとか回避し、戦争を長期持久戦にもちこんだのだった。

汪精衛たちの重慶脱出後は、彼らの政治的基盤の弱体さが明らかになるにつれて、日本にとってその価値は低下するが、それでも日本は彼らを重慶国民政府との交渉のカードとして利用しつづけた。さらに1943年1月には、汪政権を対米英戦争に参戦させ、中国占領地を日本の戦争遂行に奉仕させようとした。また「清郷工作」は日本側が提案して、汪政権が支配力の強化と自主権の拡大を目的とした施策であり、新四軍はじめ抗日勢力に大きな打撃をあたえた。

したがって汪精衛たちの重慶脱出とその後の活動は、彼らの主観的意図がどうであれ、日本の侵略戦争をささえ、中国の抗戦体制と抗戦力を弱め、さらには破壊する役割をはたしたといわざるをえない。劉傑が汪政権に日本への抵抗の側面があったこと、経済と治安の維持に一定の役割をはたしたことを認めながらも、「侵略者への協力と抗戦の破壊という全体的評価を変更させるものではない」と断じているのは当然といえよう。

それでは土屋光芳の汪政権＝「失敗したコラボレーション」説はどう評価すればよいだろうか。前述したように、土屋は日本との「協同がネーション建設に相反しなかったら……『傀儡』は差じるべきことではない」が、日本の敗北により汪政権の「ネーション建設」の試みは失敗したと論じている。また同政権は「日本とのコラボレーションを通じて政権の自立性を強化していった」とのべ、その例として日本に不平等条約を撤廃させたことをあげている。

しかし、土屋も「不平等条約そのものであった」と認めている日華基本条約のもとで、また日本軍の軍事占領下のもとで、はたして「ネーション建設」は可能だったのだろうか。国民国家（ネーション・ステイト）とは主権をそなえた国家であり、そこに住む人びとがナショナル・アイデンティティーを共有している国家である。汪政権は不平等条約の撤廃により「主権をそなえた国家」建設の展望をひらくことができたのだろうか。たしかに日本は1942年12月の御前会議で対華新政策をうちだし、汪政権の参戦を契機にその「政治力を強化」し、つとめて同政権にたいする「干渉を避け」ることを決定し、翌年1月には「租界還付及治外法権撤廃等に関する日本国中華民国協定」が調印された。この対華新政策により汪政権の自立性は強化されたようにみえるが、それはけっして実質をともなったものではなかった。

その代表的な例が中央儲備銀行発行の儲備券による通貨の統一である。これにより軍票は停止されて通貨政策における汪政権の権限は表面的には大いに強化されたが、日本軍は横浜正金銀行と中央儲備銀行との預け合い契約によって儲備券を使って軍需物資を自由に購入できるようになり、他方、儲備券は急速なインフレの道をたどることになった。古厩忠夫がのべているように、「新政策は大量の物資を中国から引き出す結果となり」、「汪政権の統治基盤を掘り崩すことになった」のである（古厩忠夫、2004、p. 249）。

もう一つの例を物資流通についてみてみよう。汪政権は1943年3月、全国商業統制総

会（商統總會）を結成し、物資移動の権限は日本軍から商統總會にうつった。米については米糧統制委員会（米統会）が組織され、44年初めから米統会が糧政事務を全面的に処理することになった。しかし華中の米産地区の広大な地域は日本軍が軍用米地区として確保しており、また低価格での米の収買政策が農民の抵抗にあつて米の収買実績は半減し、45年初頭には、上海など大都市での食糧の配給ができなくなった。その結果、上海では民心は日本と汪政権から大きく離反し、上海特別市警察局も「世相は益々険悪化の一途を辿り、一発即発の危機を孕み、真に憂慮すべき情勢を呈しあり」と認めるにいたつた（石島紀之，2014，pp. 38～44）。

このように新政策後の汪精衛政権の自立性はきわめて限定的なものであり、主権をそなえたネーション・ステイトの建設につながるようなものではなかつたのである。

日本占領下の地方政権と民衆については、二で紹介した潘敏，江沛，張根福らの議論を別の例をあげて補足したい。

華北の太行根拠地（晋冀魯豫根拠地の一部）では、1941年以後の日本軍による治安強化運動の結果、中心地でも維持村が多数うまれる深刻な事態になった。このときの民衆の状況について、共産党のある地区委員会の指導者だつた頼若愚は、民衆は自己の安全を保障するためにまず「闘争」するが、それが失敗すると「維持」（敵への屈従）の方法をとるとのべている。また晋冀魯豫区党委員会は「戦争中の民衆の情緒の変化ははげしく複雑であり、闘争の思想と妥協の思想が戦い、同時に相互に影響し、相互に交錯」しているとのべている（同，p. 215）。

晋察冀辺区孟県のある村は、1940年の百団大戦後、しばらく八路軍の支配下に入った。しかし同年末、日本軍が入つてきて村の背後の山に砲台をつくり、長期間、駐屯するかまえをみせたため、村人はやむをえず日本軍に「協力」する「維持会」を組織した。日本軍との関係を調整しなければ、村で暮らすことができなかつたからである。維持会は日本軍が要求する物を提供し、人夫や雑役さらには女性の割り当てをおこなつた。2，3年後に日本軍が撤退し八路軍が帰つてくると、村はふたたび「抗日の村」になつた（石田米子ほか編，2004，pp. 57～58，127）。まさに民衆にとって、「闘争」と「維持」は状況によって交錯していたのである。

## おわりに

汪精衛政権を傀儡政権（puppet government）と規定するのは、その一定の自主性、および日本との矛盾を無視ないし軽視することになるので適切とは思われない。それでは対日協力政権、あるいはコラボレーション政権とよぶのはどうだろうか。「協力」とは「ある目的のために心をあわせて努力すること」（『広辞苑』）である。他方、「collaboration」には「利敵協力」という意味があり、たんに「協力，協同」を意味する「co-operation」とは区別される。汪政権を対日協力政権とよぶのは、上述の「協力」の意味からいえば、やはりその日本との矛盾をみないことになるので適當ではないだろう。まして日本の支配

下に成立したさまざまな動機をもった人たちによってつくられた地方政権，とくに村と村人，家族を守るためにやむをえずつくられた維持組織を協力政権とよぶべきではない。

コラボレーションの方がより実態にあっているだろうが、「従属政権」、あるいはさらにより屈従の意味を強めて「隷属政権」とよぶのはどうだろうか。ティモシー・ブルックが提唱する「占領地政権」も有力な案であろう。汪精衛政権や日本支配下の地方政権をどう規定するかは今後の課題である。

汪精衛政権や地方政権を政治的にではなく，科学的に客観的に評価する研究は日本で，さらに中国で大きな進展をみせている。この作業が今後，いっそう発展することを期待したい。同時に汪政権や地方政権，さらに維持村などが日本の侵略によって生みだされた中国の人々にとっての悲劇だったことを忘れるべきではない。戦争責任問題をふまえつつ，科学的研究を深めることが日本人研究者にはもとめられるのである。

(いしじま のりゆき)

## 【参考文献】

(日本語)

- 石島紀之 (2014), 『中国民衆にとっての日中戦争——飢え, 社会改革, ナショナリズム』研文出版
- 石田米子・内田和行編 (2004), 『黄土の村の性暴力』創土社
- 江沛 (2010) 「華北『治安運動』期における集合心性——1941—1942年」エズラ・ヴォーゲルほか編『日中戦争期中国の社会と文化』慶應義塾大学出版会
- 小林英夫 (2003) 『日中戦争と汪兆銘』吉川弘文館
- 小林英夫・林道生 (2005) 『日中戦争史論——汪精衛政権と中国占領地』お茶の水書房
- 柴田哲雄 (2009) 『協力・抵抗・沈黙——汪政権南京国民政府のイデオロギーに対する比較史的アプローチ』成文堂
- 土屋光芳 (2011) 『汪兆銘政権論——比較コラボレーションによる考察』人間の科学社
- ブルック, ティモシー (2006) 「揚子江地域における占領国家の建設 1938 - 39年」『中国地域政権と日本の統治』慶應義塾大学出版会
- 古厩忠夫 (2004) 『日中戦争と上海, そして私——古厩忠夫中国近現代史論集』研文出版
- 堀井弘一郎 (2011) 『汪兆銘政権と新国民運動——動員される民衆』創土社
- 三好章 (2005) 「清郷工作与『清郷日報』」『「清郷日報」記事目録』中国書店
- 劉傑 A (2000) 『漢奸裁判——対日協力者を襲った運命』中公新書
- 同 B (2006) 「汪兆銘政権論」倉沢愛子ほか編『岩波講座アジア太平洋戦争』第7巻, 岩波書店
- 同 C (2006) 「汪兆銘と『南京国民政府』——協力と抵抗の間」劉傑ほか編『国境を越える歴史認識』東京大学出版会
- 同 D (2011) 「日中和平交渉と傀儡政権」和田春樹ほか編『岩波講座東アジア近現代通史』第5巻, 岩波書店

(中国語)

潘敏 (2006) 『江蘇日偽基層政權研究 (1937 ~ 1945)』 上海人民出版社

張根福・岳欽韜 (2009) 『抗戰時期浙江省社会變遷研究』 上海人民出版社